

税制改正に伴う国民健康保険制度改正について

1 税制改正の概要と国民健康保険制度への影響

税制改正により、令和3年度より給与所得控除・公的年金等控除が10万円引下げられるとともに、基礎控除が10万円引上げられる（33万円→43万円）。

国民健康保険の制度では、収入・所得・賦課基準を保険料計算や負担区分の判定に用いており、給与や年金所得世帯では、所得が増額となるが、税制改正前後で収入と賦課基準に増減はない。（下表参照）

＜給与・年金所得世帯への税制改正による所得等への影響＞

	税制改正前	税制改正後	
収入	給与収入 160万円	給与収入 160万円	変化なし
所得 = 収入 - 控除	給与収入 160万円 - 控除 65万円 給与所得 95万円	給与収入 160万円 - 控除 55万円 給与所得 105万円	増加
賦課基準 = 所得 - 基礎控除	給与所得 95万円 - 基礎控除 33万円 賦課基準 62万円	給与所得 105万円 - 基礎控除 43万円 賦課基準 62万円	変化なし

2 税制改正に伴う国民健康保険制度の改正

上記により給与所得等の所得が増額となり、所得を判定の基準としている国民健康保険制度で従来の適用区分を受けられない場合が存在する。（意図せざる影響や不利益）

この意図せざる影響や不利益を生じないようにするため下記の制度について、国民健康保険法施行令の改正に基づき千葉市国民健康保険条例改正等を行う。

(1) 保険料軽減判定基準額に係る見直し（千葉市国民健康保険条例第26条、附則6）

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、当人の担税力に変化がない場合でも、保険料の軽減措置に該当しなくなる場合があることから、軽減判定基準を見直す。

	現行	改正後
7割軽減	基礎控除（33万円）	基礎控除（43万円） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）
5割軽減	基礎控除（33万円） + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除（43万円） + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）
2割軽減	基礎控除（33万円） + 52万円 × 被保険者数	基礎控除（43万円） + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）

(2) 高額療養費・高額介護合算療養費に係る見直し

70歳以降の低所得世帯における給与所得者は、当人の担税力に変化がない場合でも、高額療養費における判定区分の低所得Iに該当しにくくなることから、給与所得者の場合は低所得Iに係る各種所得の算定の際に、給与所得の金額から10万円を控除する。

現行	改正後
世帯主及び世帯の被保険者全員の各種所得を以下のとおり算定。	世帯主及び世帯の被保険者全員の各種所得を以下のとおり算定。
各種所得 = 収入金額 - 諸経費	各種所得 = 収入金額 - 諸経費 (給与収入の場合は給与収入 - 給与所得控除 - 10万円)

(3) 70歳以上の一部負担金に係る所得算定基準の見直し

同一の世帯に19歳未満かつ合計所得が38万円未満の者がいる場合、控除対象者に該当しにくくなることから、合計所得金額の算定の際に給与所得から10万円を控除する。

現行	改正後
19歳未満の者の合計所得金額が38万円未満の場合、当該世帯主の課税所得から①、②の合計額を控除して算定	19歳未満の者の合計所得金額（給与所得者については給与所得から10万円を控除して算定した合計所得金額）が38万円未満の場合、世帯主の課税所得から①、②の合計額を控除して算定
①16歳未満の被保険者の人数 × 33万円	①16歳未満の被保険者の人数 × 33万円
②16歳以上19歳未満の被保険者の人数 × 12万円	②16歳以上19歳未満の被保険者の人数 × 12万円